

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び西部医療センターにおける諸料金規程

第1条 名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び西部医療センター

(以下「両医療センター」という。) で徴収する診療等に関する料金の額及びその徴収方法については、この規程の定めるところによる。

第2条 両医療センターを利用する者は、次に掲げる料金を支払わなければならない。

(1) 診療料 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額の合計額。ただし、自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第1項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第2項に規定する運行をいう。）により身体を害された者が当該運行による身体の障害に関する診療を受けるときは、当該合算額の2倍の額とする。

(2) 分べん介助料

ア 出生児が1人の場合 110,000円。ただし、休日等（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。以下同じ。）に出生した場合にあっては30,000円を、休日等以外の日において午後5時15分から翌日午前8時45分までの間に出生した場合にあっては20,000円（午後10時から翌日午前6時までの間に出生した場合にあっては、30,000円）を、それぞれ加算した額とする。

イ 出生児が2人以上の場合 アの額に1人を増すごとに55,000円を加算した額

(3) 特別室使用料 日額 25,000円以下で病院長の定める額

(4) 初診料加算額

ア 医師による初診の場合 5,000円

イ 歯科医師による初診の場合 3,000円

(5) 再診料加算額

ア 医師による再診の場合 2,500 円

イ 歯科医師による再診の場合 1,500 円

(6) 特別長期入院料 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第 498 号）第10号に規定する点数に 100 分の 15を乗じて得た点数に10円を乗じて得た額

(7) 文書料 1 通につき 3,500 円以下で病院長が定める額。ただし、法令に定めのあるものは、当該法令の定める額とする。

(8) 陽子線治療料 一つの治療部位に対する一連の陽子線照射（以下「一連の照射」という。）につき 2,883,000 円。ただし、当該治療部位に対しエックス線による放射線療法その他病院長の定めるがん医療を併用する場合にあっては一連の照射につき 2,722,800 円とし、当該治療部位から転移したがんその他病院長の定めるがんに対し照射する場合にあっては一連の照射につき 961,000 円とする。

(9) 別表に掲げる施設の使用料 別表に定める額。ただし、診療を受ける者が使用する場合には、使用料を徴収しない。

(10) 健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）その他の法令等により診療を受ける者に係る診療料等 前各号の規定にかかわらず、当該法令等の定める額

(11) 前各号に定めるもののほか、診療料等を徴収する必要があると認められる場合は、診療報酬の算定方法に準じて病院長が算定した額又は病院長が定める実費相当額

2 前項の規定により料金を徴収する場合（消費税法（昭和63年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されないときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第 3 条 前条の規定による料金の徴収は、書面によることとし、病院長が定める様式によるものとする。ただし、病院長がこれにより難いと認めた場合はその限りではない。

第 4 条 第 2 条の規定による料金は、病院を利用する都度支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 入院に伴う料金を支払う場合
(2) 病院長が必要と認める場合
- 2 前項第1号の規定に掲げる料金は、月の1日（月の途中で入院したときは、その入院の日）から末日（月の途中で退院し、又は入院中死亡したときは、その退院又は死亡の日）までの期間（以下「算定期間」という。）について算定するものとする。
- 3 前項の料金は、算定期間の属する月の翌月の10日までに請求するものとし、支払通知を受けた日から10日目の日（病院を利用する者が退院し、又は死亡したときは、支払通知を受けた日）を支払期限とする。
- 4 前項の支払期限が休日等に当たるときは、直後の休日等でない日を支払期限とする。
- 第5条 教育研究の必要に応じて診療を受ける者又は病院長において特別の必要があると認める者に対しては、第2条に規定する料金を減免することがある。
- 第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、病院長がこれを定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

施設の名称	使用料の額
医学部附属東部医療センター	1台につき 1回 100円
医学部附属西部医療センター	ただし、駐車時間が30分以内のときは、無料とし、1時間を超えるときは、その超える時間について30分までごとに50円を加算した金額とする。